

■ 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律 【施行】令和4年4月1日（一部を除く）

- 市町村に対し、実行計画（区域施策編）において、再エネ利用促進等に関する施策や実施目標を定めることを努力義務化※
- 「地域脱炭素化促進事業」（再エネ施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業で、地域の環境保全や経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの）を市町村が認定する制度を創設
- 地域脱炭素化促進事業を誘導するため、国・都道府県の基準に基づき、市町村が促進区域を設定

※中核市は義務

国・県

基準提示

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう、市町村に共通する次の基準を設定
 - ・ 促進区域から除外すべきエリア
 - ・ 促進区域設定に当たり考慮すべきエリア。

・ 県環境審議会
で検討中
・ 追って市町村
に意見照会

市町村

事業計画の認定

- 「実行計画（区域施策編）」において次の事項を規定
 - 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 地域脱炭素化促進事業の対象区域 = 促進区域
 - 事業者を求める取組
 - ・ 地域の環境の保全のための取組
 - ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

事業者

事業計画実行

- 地域脱炭素化促進事業計画を策定
 - ・ 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設の整備
 - ・ 温室効果ガス削減等につながる取組
 - ・ 地域の環境保全のための取組
 - ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

促進区域設定のメリット

地域環境・地域資源の保全

環境・景観・防災等に配慮した立地を誘導

再エネの地域貢献

事業者により地域貢献を求めることが可能

地元関係者との合意形成

区域設定時から合意形成の取組を促進

「脱炭素先行地域」に対する全国100か所以上
交付金による国の支援（上限50億円）

- ・ 実行計画（区域施策編）の策定・改定が前提
- ・ 促進区域の設定に加算評価

■ 今後のスケジュール（案）

- 1/25～2/21 脱炭素先行地域・第1回募集
- 2～3月 国の省令・マニュアル公表
県環境審議会（県基準案審議）
- 4月1日 改正法施行（以降、県基準公表）